

報告第十四号

平成二十二年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十二年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十三年六月二十八日

江戸川区長 多田正見

平成22年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
		道路舗装費 (道路舗装工事その19)	千円 102,615	千円 39,000	千円 63,615	千円 0	千円 63,615	千円 0	千円 53,913	千円 9,702	欄外に記述 1
9土木費	3道路橋梁費	街路灯の維持補修費 (葛西駅西通り照明改修工事)	24,483	0	24,483	0	24,483	0	0	24,483	欄外に記述 2
		道路掘さく復旧費 (震災道路復旧工事その6)	5,500	0	5,500	0	5,500	0	0	5,500	欄外に記述 3
合計			132,598	39,000	93,598	0	93,598	0	53,913	39,685	

(説明)

- 1 都営江戸川二丁目アパートの建替えに伴う道路整備工事を行うに当たり、東日本大震災の影響で、燃料、資材等の入手が困難となり、年度内の完成が難しくなった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととした。
- 2 経年劣化した街路灯のポール及び配線の取替え並びに省エネ型灯具への改修工事を行うに当たり、東日本大震災の影響で、燃料、資材等の入手が困難となり、年度内の完成が難しくなった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととした。
- 3 東日本大震災により液状化の影響を受けた道路等の復旧工事を行うに当たり、当該工事個所である清新町緑道入口付近は被害の規模が大きく、年度内の完成が難しくなった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととした。

平成23年6月28日
江戸川区長 多田正見